○経済産業省令第十四号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

経済産業大臣　齋藤　健

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（換算の方法） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。 一　燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該電気の熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。） 二　［略］ （公示） **第七十二条**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。	（換算の方法） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。 一　燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。 二　［略］ （公示） **第七十二条**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第八十四条第一項の登録をしたとき。	一～三　［略］
法第九十三条の規定による届出があつたとき。	一～三　［略］
法第九十五条の規定による届出があつたとき。	一～四　［略］
法第百条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］

法第二十一条第一項の登録をしたとき。	一～三　［略］
法第四十七条の規定による届出があつたとき。	一～三　［略］
法第五十条の規定による届出があつたとき。	一～四　［略］
法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］

備考　表中の［　］は注記である。